

中小路整形リハビリクリニック 通所リハビリテーション

利用契約書

甲（利用者）

乙（事業者） 医療法人社団 理心会 中小路整形リハビリクリニック

第1条（サービス契約の目的）

- 乙は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い甲に対し、甲が可能な限り居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。
- 乙は、サービス提供にあたって、甲の意向を十分に尊重するとともに、甲の立場に立って公正かつ適切な方法によってサービスを行い、甲の心身の状況、その置かれている環境の把握に努め、甲の要介護状態区分、甲の被保険者書に記載された認定審査委員会の意見および居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、介護計画を作成し、これに沿って甲に対しサービスを提供します。
- 甲は、乙からサービスの提供を受けたときは、乙に対し別紙の記載に従い利用料自己負担分を支払います。

第2条（契約期間）

- この契約の期間は、締結から2年間とします。
但し、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。
- 上記契約期間満了日の2日以上前に甲又は乙から更新拒絶の申し出がない場合、乙は甲に対し文章による契約終了の意思がない場合には、契約は自動更新されるものとします。

第3条（通所リハビリテーション計画の決定と変更）

- 乙は、甲に係る居宅サービス計画書（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って甲の通所リハビリテーション計画を作成するものとします。
- 乙は、甲に係る居宅サービス計画書が作成されていない場合でも、通所リハビリテーション計画の作成を行います。その場合に乙は甲に対して居宅介護支援事業者を紹介する等、居宅サービス計画作成のために必要な支援をするものとします。
- 乙は通所リハビリテーション計画について甲及びその家族等に対して説明し同意を得たうえで決定するものとします。
- 乙は、甲に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは甲及びその家族等の要請に応じて、通所リハビリテーション計画について変更の必要があるか調査し、その結果、変更の必要性が認められた場合には、甲及び家族等と協議をして通所リハビリテーション計画を変更するものとします。
- 乙は、通所リハビリテーション計画を変更した場合には、甲に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付サービス）

乙は、介護保険給付対象サービスとして、乙が事業所において、甲に対して、日常生活上の機能訓練等を提供するものとします。

第5条（介護保険の適用を受けないサービスの説明）

乙は、その提供するサービスのうち介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料を説明し甲の同意を得ます。

第6条（運営規定の遵守）

乙は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、甲に対して、本契約に基づくサービスを提供します。

第7条（サービス料金の支払い）

1. 及び署名代行者は、連帯して乙に対して本契約に基づく通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの対価として、重要事項に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び甲が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
2. 乙は、甲及び署名代行者から利用料金の支払いを受けたときは、甲に対し遅延なく領収書を発行します。領収書には乙が提供したサービスごとに領収金額の内訳を明記します。

第8条（甲の解約権・解除権）

- 1 甲は、乙に対しいつでもこの契約の解約を申し入れることができます。
この場合には、7日以上の予告期間をもって届け出るものとし予告期間満了日に契約は解除されます。
- 2 甲は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。
 - 一 乙が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、甲の請求にもかかわらずこれを提供しようとししない場合。
 - 二 乙が、守秘義務に違反した場合。
 - 三 乙が、甲の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

第9条（乙の解除権）

- 1 乙は、甲が法令違反またはその他著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、1週間以上の予告期間をもって文書によりこの契約を解除します。
- 2 乙は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員又は甲の代理人又は甲の家族等に連絡を取り必要な措置を講じます。

第10条（利用料の滞納）

- 1 甲が、乙に支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月分以上滞納した場合には、乙は甲に対し7日以上の期間を定めて催告し、期間内に滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解除することができます。乙は、前項の催告をした場合には、甲担当の介護支援専門員、甲の代理人又は家族等と連絡を取り、解除後も甲の健康・生命に支障のないように必要な措置を講ずる事に努めます。
- 2 乙は、前項の措置を講じた上で、甲が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

第11条（契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 一 甲が死亡したとき。
- 二 甲から解約の意思表示がなされたとき。
- 三 乙から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 四 乙から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- 五 利用料の支払いが催告後も未納の場合。
- 六 甲が介護保険施設へ入所した場合。
- 七 甲の要介護状態区分が、自立とされた場合。

第12条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 乙及びサービス従事者はサービスの提供にあたって甲の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 乙は甲の体調・健康状態から見て必要な場合には事業者の医師または看護師もしくは主治医と連携し甲からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 乙は当事業所の提供に関する記録をつけることとし、これを本契約終了後2年間保管するものとし、甲の請求に応じて事業所の営業時間内に当該利用者に関する記録を閲覧させ、必要に応じて複写物交付するものとします。
- 4 乙はサービス提供時において甲の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合には速やかに主治医等に連絡を行う等の必要な処置を講ずるものとする。

第13条（事故発生時の対応及び損害賠償）

- 1 乙は、甲に対するサービスの提供にあたって、甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに甲又は甲の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- 2 前項の場合において、当該事故の発生につき乙の故意または重大な過失がある場合には損害を賠償します。
- 3 甲の行為により乙が何らかの被害・損害を受けた場合は、甲又は甲の代理人、甲の家族等は連帯して乙の被害を賠償します。

第 14 条（秘密保持）

- 1 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対するサービスの提供にあたって知り得た甲・甲の家族または身元引受人の秘密を漏らしません。この守秘義務は本契約終了後も継続します。
- 2 乙は、甲・甲の家族または身元引受人の個人情報を用いる場合は、甲・甲の家族または身元引受人の同意を得るものとします。
- 3 乙は、甲に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に心身等に関する情報を提供できるものとします。

第 15 条（苦情処理）

- 1 甲又は甲の家族は、乙により提供されたサービスに不満がある場合、別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 2 乙は、前項による苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処するように努めます。
- 3 乙は、甲が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

第 16 条（サービス内容等の記録作成・保存）

- 1 乙は、甲に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を所定の書面に記載します。
- 2 乙は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から 2 年間保存します。

第 17 条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、乙、甲及び甲の家族は予め合意します。

第 18 条（契約外条項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

本契約を証するため、甲乙は署名又は記名押印のうえ本契約書を2通作成し、甲乙各1通保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住所

氏名 印

電話番号

署名代行者は、以上の契約につき説明を受け、利用者本人に代わり本人の契約意志を同意します。

住所

氏名 印

電話番号

当施設は、甲の申込を受け、本契約に定めるサービスを誠実に履行します。

名称：医療法人社団理心会 中小路整形リハビリクリニック

所在地：東京都板橋区坂下2丁目11番11号蓮根マンション1階102号室

管理者：中小路 拓 印

電話：03-5918-9951 FAX 03-5918-9954

介護保険指定番号 1311933134